

調達要求番号： 3PZR1A30502

仕 様 書		
駐屯地整備車点検整備役務	仕 様 書 番 号	
	補－7	
	承 認	年 月 日
	作 成	令和 5年 5月 29日
	変 更	年 月 日
作成部隊等名		立川駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊立川駐屯地において使用する駐屯地整備車点検整備役務について適用する。

1.2 役務場所

東京都立川市緑町 5 番地 陸上自衛隊立川駐屯地

1.3 役務概要

駐屯地整備車（V 3－7）の特定自主検査及び整備一式

2 一般事項

2.1 本役務は、本仕様書を基準とするほか、関係諸規定、メーカー取扱説明書等に基づき実施する。

2.2 本仕様書に記載なき事項や内容に疑義が生じた場合には速やかに官側と協議し、また軽微なものについては、官側の指示に従うこと。

2.3 本仕様書及び設計図書に記載なき事項といえども技術上当然必要とする事項については、請負者の負担において実施すること。

2.4 役務期間中は、駐屯地内等の施設に損傷を与えないよう十分留意し作業を実施し、万一損傷を与えた場合には速やかに官側に報告すると共に請負者の負担において現状復旧する。

2.5 本件における災害補償その他これらに類する事項は全て請負者の責任において実施するものとし、作業従事者への火災保険等の加入については確実に実施すること。

2.6 作業員は作業中において安全帽を着用するものとする。

2.7 完了検査合格後、作業上の欠陥によるものとめられる不具合等の発生について、請負者は1年間その責任を負うものとする。

2.8 役務写真は、作業前・作業後及び作業中の隠蔽となる箇所、材料搬入、主要な作業段階の実施状況、その他官側の指示した箇所を撮影し、写真帳（A 4 版）に整理し、検査前に監督官に提出すること。

2.9 請負者は、官側の指示する様式に従い必要書類を作成し遅滞なく提出するものとする。

3 特記事項

3.1 駐屯地整備車の仕様は表 1 のとおり。

(表 1)

製造会社	機種	形式	機番	エンジン形式	エンジンNo.	備考
ヤンマー	ローダ	V 3 - 7	70993	3TNV88C-NKAH	13359	2 0 1 7 年製造

3.2 本役務は、整備車に対し十分な専門知識を有する技術者により実施する。

3.3 本役務において、実施する点検整備内容は表 2 のとおり。

(表 2)

	整備項目	内容	数量	備考
1	特定自主検査		一式	
2	エンジンオイル及びフィルター (1)フィルター (2)エンジンオイル	交換 交換	一式 一式	
3	燃料フィルター	点検	一式	
4	エアクリーナエレメント	点検	一式	
5	作動油戻しフィルター	点検	一式	
6	H S T オイルフィルター	点検	一式	
7	車両各部グリース給脂		一式	
8	保安部品	交換	一式	交換頻度1回/3年

3.4 交換後の部品等については、請負者において適切に処分する。

3.5 役務実施中又は試運転中に、表 2 に示す整備内容が点検のもので交換が発生または、仕様書に明記のない部品で交換が必要な場合は、見積書を添えて作業報告書を提出する。